

## 令和3年4月25日から5月31日を含む年間パスポートの有効期間延長の手続き方法について(ご案内)

臨時休園期間(令和3年4月25日から令和3年5月31日)を含む年間パスポートについては、有効期限を延長させていただきます。

次のとおり、府立植物園の各入園門で手続きをしてください。

### ○対象となる年間パスポート

- ・表面に記載された有効期限が、令和3年4月25日から令和4年4月23日までのもの

### ○延長となる期間

- ・2箇月

### ○手続き場所

- ・京都府立植物園 正門・北山門・賀茂川門・北泉門

### ○持ち物

- ・延長の対象となる年間パスポート

### ○手続き方法

- ・ご来園時に対象となる年間パスポートをご提示の上、各入園門の係員にお申し出ください。